

開成町最低制限価格制度要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、開成町契約規則（昭和49年開成町規則第5号）第17条の規定に基づき、最低制限価格を設定して行う競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 次のいずれかに該当する競争入札は、最低制限価格を設定して行うものとする。

- (1) 工事請負で予定価格（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。以下同じ。）が200万円を超え5,000万円未満の競争入札
- (2) 地質調査業務、測量業務、土木設計業務、損失補償調査業務、設備設計業務及び建築設計業務（以下「公共工事に関する調査等」という。）で予定価格が100万円を超える競争入札

(最低制限価格の算出方法)

第3条 前条第1号に該当する競争入札の最低制限価格の設定は、次の各号に定める予定価格算出の基礎となった額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額から工事施工に伴うスクラップ等の売払い収入相当額（直接工事費とは別に積算している場合に限る。）を減額した額（1万円未満の端数を切り捨てる。）に消費税及び地方消費税額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格（直接工事費の額、共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費の額の総額に相当する予定価格をいう。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額 10分の9.7
- (2) 共通仮設費の額 10分の9
- (3) 現場管理費の額 10分の9
- (4) 一般管理費の額 10分の6.8

2 前条第2号に該当する競争入札の最低制限価格の設定は、予定価格に10分の6.5を乗じて得た額（1万円未満の端数を切り捨てる。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、最低制限価格を、次に掲げる範囲内で設定することができる。

- (1) 前条第1項第1号に該当する工事は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて1円未満を切り捨てて得た額
- (2) 前条第2号に該当する公共工事に関する調査等は、予定価格に10分の6.5から10分の10.0までの範囲内における適宜の割合を乗じて1円未満を切り捨てて得た額

(予定価格を記載した書面への最低制限価格の記載)

第4条 契約担当者は、前条の規定により最低制限価格を定めたときは、最低制限

価格及び入札書比較価格（最低制限価格に消費税及び地方消費税額を減じて得た額）を開成町契約規則第15条第1項に規定する予定価格を記載した書面に記載しなければならない。

（落札者の決定）

第5条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、契約担当者は、当該入札をした者を失格とする。この場合においては、契約担当者は入札参加者に対して、当該入札者を失格とする旨を告げるものとする。

2 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者が存在するときは、契約担当者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者（同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定により決定した者）を落札者とする。

（入札参加者への周知）

第6条 契約担当者は、対象の競争入札を行うときは、競争入札の公告又は指名通知に次の内容を記載しなければならない。

- （1） 当該競争入札は最低制限価格が設定されていること。
- （2） 最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者は失格とし、再度の入札に参加できないものとする。

（最低制限価格の公表）

第7条 最低制限価格は、予定価格を公表する際に併せて公表するものとする。

（その他）

第8条 この訓令に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則（平成23年3月18日開成町訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成23年4月1日以降の競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成23年9月8日開成町訓令第19号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成23年10月1日以降の競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成24年3月8日開成町訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成24年4月1日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成26年3月12日開成町訓令第2号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成26年4月1日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成27年4月27日開成町訓令第3号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成27年5月1日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成28年6月21日開成町訓令第11号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成 29 年 4 月 28 日開成町訓令第 8 号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成 29 年 5 月 1 日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日開成町訓令第 2 号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（令和 3 年 12 月 6 日開成町訓令第 13 号）

この要綱は、公表の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 7 日開成町訓令第 24 号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の開成町最低制限価格制度要綱の規定は、公表の日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日開成町訓令第 6 号）

この要綱は、公表の日から施行し、同日以後に競争入札の公告又は指名通知をする対象の競争入札から適用する。